

令和6年度動物医薬品等販売員等の認定・研修事業実施要領

令和6年8月

動物用医薬品等販売員等認定研修事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3に基づき、令和6年度動物用医薬品等販売員等認定研修事業実施要領を以下に定める。

1 研修の実施等(実施要綱第2の(1))

(1) 新規認定研修

動物用医薬品等の販売従事者等(既に認定販売員証の交付を受けている者を除く)を対象に新規認定研修を実施する。

ア 責任者 理事長

イ 日時・場所

① 新規認定研修会

- ・ 日時:令和6年11月6日(水)・7日(木)
- ・ 場所:東京(御茶ノ水カンファレンスセンター)

② 新規認定 WEB 研修

新規認定研修会に不参加の者等を対象に、WEB により研修用教材(講義動画・資料)を提供し、一定期間内に受講者が視聴することによる研修。公開方法・日時等については受講申し込み者に通知する。

- ・ 日時:視聴できる期間は、新規認定研修会の研修終了から概ね10日後から2週間程度。
- ・ 場所:WEB による(協会のホームページを通じ Youtube で公開)

③ WEB による一部研修科目の履行

上記の新規認定演習会または新規認定 WEB 研修のいずれの場合も、研修科目のうち一部科目(2科目)をWEB で公開する。公開方法・日時等については別途、受講申し込み者に通知する。

- ・ 日時:集合方式での研修前、視聴期間はおおむね2週間
- ・ 場所:WEB による(協会のホームページを通じ Youtube で公開)

ウ 研修科目(予定)

医薬品医療機器等法、家畜伝染病予防法、飼料安全法、獣医師法・獣医療法、動物薬の基礎知識、動物用ワクチン、遵法・企業倫理・販売員の使命・独占禁止法、畜産動向、動薬市場の動向、小動物獣医療業務の現場(仮称)、畜産獣医療業務の現場(牛)(仮称)、畜産獣医療業務の現場(豚)(仮称)

エ 試験及び合格基準

受講後に、研修科目のうち7科目の内容(医薬品医療機器等法、家畜伝染病予防法、飼料安全法、獣医師法・獣医療法等、動物薬の基礎知識、動物用ワクチン、独占禁止法)について試験を行う。

合格ラインは70%の正解を目途とする。

試験は、集合方式の場合は会場で、WEB 形式の場合はWEB で行う。

WEB 試験は、研修科目の視聴できる期間の後半と重なる1週間程度の受験期間を設け、受講後に受講者が直接、協会が示す試験実施サイトにアクセスし受験する。

オ 受講料 (会場形式) 正会員及び賛助会員 10,000 円(税込)
(WEB 形式) 正会員及び賛助会員 10,000 円(税込)

(2) 既認定研修(参考標記:令和7年度をめどに実施する)(令和6年度要領には記載せず)

研修は全てWEB形式とする。

WEBにより研修用教材を提供し、必須科目を履修した者を研修修了者とする。

期間:未定。

(注)受講者に対して、受講記録確認効果測定(試験でなくアンケート等)を検討。

認定要件となる視聴科目は、関係法規(2)、コンプライアンス(1)等とし、コンテンツは新規認定研修の内容で、視聴可能期間は、1月から3月までの一定期間とする。

認定更新の対象となる受講者については、所属会社で以下のとおり選定する。

令和7年度対象者:令和3年度新規認定者 +(既認定者のうち 1/3)

令和8年度対象者:令和4年度新規認定者 +(既認定者のうち 1/3)

令和9年度対象者:令和5年度新規認定者 +(既認定者のうち 1/3)

2 研修用教材の作成等(実施要綱第2の(3))

(1) 新規認定研修は、研修科目ごとに、それぞれの講師が作成する資料を教材とする。その他、必要に応じ関係資料として、関係法規、独占禁止法ガイドブック((公財)公正取引協会)、関連データ等を配布する。

なお、上記の教材は、講師の了解を得て、可能な限り受講者以外の会員・賛助会員等の関係者に提供するものとする。

(2) 新規認定研修の教材は、研修開始前に受講申込み者各自に、予め電子データで提供(メール等による)し、必要に応じ各自が印刷するものとする。

3 申込手順等

受講を希望する者は受講申込書を提出し、併せて受講料を納付する。

ただし、受講申込み者が所属する会社・営業所等が、所属する者の申込書をまとめて提出する場合、あわせて受講料を納付する。

申込書の様式、申込期間等は別に定める。なお、写真の提出は不要とする。

4 認定販売員証の交付、認定の有効期限等(実施要綱第2の(2))

(1) 協会は、試験に合格した認定研修修了者に、認定販売員証を交付する。

その様式及び記載内容は別添様式に準じる。

(前年までのカードではなく、表彰状様式とする。写真の添付はなし。)

(2) 協会は、認定販売員証の交付に併せて、認定販売員に各々固有の認定番号付与し、認定販売員が所属する会社あてに付与した認定番号を通知するとともに、協会のホームページ等で一般に公表する。

5 これまで研修を受講せず認定を受けていない者の認定

全ての販売員が受講できる機会を提供することとし、認定番号を持たない販売員は下記のいずれかの研修機会を選択。

(1) 経験年数3年未満の販売員:所属会社を通じて新規認定研修を受ける。

(2) 経験年数3年以上の販売員:所属会社を通じて既認定研修を受け新規に認定番号を取得。

別添様式1

<h3>動物用医薬品等認定販売員証</h3> <p>認定番号 <u>24-1234</u> <small>注)番号・日付は例記</small> 氏 名 ○ ○ ○ ○ 所 属 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 会社</p> <p>上記の者は、本会が主催し、(農林水産省)が後援する動物用医薬品等認定販売員等研修を修了した認定販売員であることを証する。</p> <p>令和6年11月7日 一般社団法人全国動物薬品器材協会 本証の有効期限:令和9年11月30日</p>
